

医療法人湖青会 訪問看護ステーション志賀

重要事項説明書

令和6年6月1日改定

1 事業所の概要

事業所の種類 指定訪問看護 指定介護予防訪問看護
事業所名 医療法人湖青会 訪問看護ステーション志賀
所在地 滋賀県大津市和邇中浜345番地の1
事業所番号 2560190148
連絡先 TEL:077-594-0131 FAX:077-594-0333
営業日 月～土曜日
(サービス提供日)(休業日:土曜日午後12:00～・日曜日・祝日・12/30～1/3)
営業時間 午前8時30分～午後5時
(サービス提供時間)
※ 電話等により常時24時間対応体制にあり、計画的に訪問することにな
っていない緊急訪問も必要に応じ行います。
※ 職員の人員配置が可能であれば、上記営業日(サービス提供日)・営業時間(サ
ービス提供時間)外であっても必要に応じてサービスの提供は可能です。
事業実施地域 大津市中学校区(志賀・伊香立・真野・堅田・仰木)

2 事業の目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治医が指定(介護予防)訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、心身の健康保持および生活の安定のため、適正な指定(介護予防)訪問看護を提供します。

3 運営方針

- ① 事業所の看護師・理学療法士等(看護師等)は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を、また要支援状態の方に対しては、生活機能の維持・向上を目指すものとする。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を計り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 職員の体制

- ① 管理者：看護師 1名
管理者は従業員の管理および利用者の申し込みに関わる調整、業務実施状況の把握その他の管理を行います。
主治医の指示に基づき適切な訪問看護が提供できるよう必要な管理を行います。
- ② 看護師： 名(令和 年 月 日現在)
- ③ 理学療法士： 名(令和 年 月 日現在)
看護師及び理学療法士は要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に努めた療養上の目的を設定した(介護予防)訪問看護計画書を作成し、利用者の能力を最大限活用できるよう計画的に指定(介護予防)訪問看護の提供を行います。
また、自ら提供するサービスの質の評価を行い、モニタリング結果も踏まえつつ常にその改善を図ることとします。(介護予防)訪問看護報告書を作成し主治医に提出し、主治医と密接な連携を図ることとします。

5 提供する介護サービスの内容

- ① 病状の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔保持
- ③ 食事・排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテルやカニューレの管理
- ⑨ 在宅酸素などの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

6 利用料

【(介護予防)訪問看護費(介護保険適用サービス)】

- ・ 介護保険適用される利用者については、原則として提供した指定(介護予防)訪問看護費の利用者負担額をいただきます。利用者負担額につきましては、介護保険負担割合証に記載された割合(1割 2割 3割)の額となります。
- ・ 但し、以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割を頂き、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

「厚生労働大臣の定める基準額」の利用者負担額

利用料の算定は月単位で行いますので、その月々の合計単位数による端数処理を行うため、下記の1回あたりの利用者負担額と誤差が生じます。

所要時間	昼間 8:00～18:00 1 割 (2 割 ・ 3 割)	昼間 8:00～18:00 1 割 (2 割 ・ 3 割)	早朝夜間 6:00～8:00 18:00～2:00	深 夜 22:00～6:00
	＜要支援状態の方＞	＜要介護状態の方＞		
20 分未満(※1)	325 円(649 円・ 973 円)	336 円(672 円・1,008 円)	昼間の 訪問看護費 の 25%増し	昼間の 訪問看護費 の 50%増し
30 分未満	483 円(965 円・1,448 円)	504 円(1,008 円・1,512 円)		
30 分以上 60 分未満	850 円(1,699 円・2,549 円)	881 円(1,762 円・2,642 円)		
60 分以上 90 分未満	1,167 円(2,333 円・3,499 円)	1,207 円(2,414 円・3,621 円)		
90 分以上	1,488 円(2,975 円・4,462 円)	1,528 円(3,056 円・4,584 円)		
理学療法士の訪問 20分以上	304 円(608 円・ 912 円)	315 円(629 円・ 944 円)	1日2回以内	
	50/100 を算定	90/100 を算定	1日3回以上	
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	7 円 (13 円 ・ 20 円)	当事業所の職員の総数のうち、勤続7年以上の割合が30%以上を満たしている場合に算定します。		
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	4 円 (7 円 ・ 10 円)	当事業所の職員の総数のうち、勤続3以上の割合が30%以上を満たしている場合に算定します。		

(※1) 当事業所は、訪問看護を24時間行うことができる体制にあり緊急時訪問看護加算の届出をしているので、20未満の訪問看護費の算定が可能です。

但し、20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対して、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提とした場合の訪問看護です。したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることはなく、20分以上の訪問看護が週1回以上必要と設定された場合に算定されるものです。

【利用者により必要な加算等】 負担割合 1割（2割・3割）

緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	642円 (1,284円・1,926円)／1月につき 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合。但し、特別管理加算を算定する利用者に対して、2回目以降の緊急訪問については、時間外の加算も算定します。	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	615円 (1,229円・1,843円)／1月につき 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。但し、特別管理加算を算定する利用者に対して、2回目以降の緊急訪問については、時間外の加算も算定します。	
専門管理加算	268円 (535円・803円)／1月につき 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行なった場合に算定します。 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行なっている利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者	
特別管理加算	Ⅰ	535円 (1,070円・1,605円)／1月につき 気管切開・カテーテル管理など
	Ⅱ	268円 (535円・803円)／1月につき 在宅酸素・人工肛門・褥瘡・点滴など
ターミナルケア加算	2,675円 (5,350円・8,025円)（居宅サービス支給限度基準額外） 在宅で死亡された場合に算定します。	
遠隔死亡診断補助加算	161円 (321円・482円) 離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行なった場合に算定します。	
初回加算(Ⅰ)	375円 (749円・1,124円)／1回につき 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行なった場合に算定します。	
初回加算(Ⅱ)	321円 (642円・963円)／1回につき 新規に計画を作成した場合に算定します。	
口腔連携強化加算	54円 (107円・161円)／月につき 職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施に繋げる観点から、事業所の歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価した場合に算定します。	
退院時共同指導加算	642円 (1,284円・1,926円)／1回につき 入院・入所中の方に対して主治医と連携して在宅生活に必要な指導を行なった場合に算定します。	
看護・介護職員連携強化加算	268円 (535円・803円)／1回につき 介護職員の痰吸引等を行うために主治医の指示の下訪問介護事業所と適切な連携を行なった場合に算定します。	
2人以上による訪問看護 (複数名訪問加算)	同時に複数の看護師等が、1人の利用者に対してサービス提供を実施した場合、1回につき下記料金が加算されます。 所要時間30分未満の場合： 272円 (544円・816円) 所要時間30分以上の場合： 431円 (861円・1,291円)	
	同時に複数の看護補助者が、1人の利用者に対してサービス提供を実施した場合、1回につき下記料金が加算されます。 所要時間30分未満の場合： 215円 (430円・645円)	

	所要時間30分以上の場合： 340円 (679円・1,018円)
看護体制強化加算Ⅱ	214円 (428円・642円)／1月につき 直近3ヶ月の緊急時訪問看護加算算定割合 50%以上、特別管理加算ⅠⅡ算定割合 20%以上で、直近1年以内にターミナルケア加算算定者1名以上を算定している場合
看護体制強化加算 (介護予防)	107円 (214円・321円)／1月につき 訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上の場合に算定します。
高齢者虐待防止措置未実施減算	施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた対策の充実を図る。虐待の発生又はその再発を防止するための措置、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に基本報酬を減算されます。 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算 *令和7年4月1日から適用	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます。 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

補足説明

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。
- その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.70 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

- 看取りの利用料について 死後の処置料として10,000円(税別)をいただきます。
- キャンセルについては可能な限り24時間前までに、事業所にご連絡下さい。ただし、ご利用者の急な病変、入院等の場合はこの限りではありません。なお、24時間前までにご連絡がなく下記のような場合は、キャンセル料をいただきます。

訪問24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
訪問24時間以内までにご連絡がない場合	1訪問あたり、300 円をいただきます。
訪問するが10分待っても不在の場合	1訪問あたり、800 円をいただきます。
訪問するがその場でキャンセルになった場合	1訪問あたり、800 円をいただきます。

■ 交通費について

通常の事業の実施地域内におけるサービス提供には、交通費は発生しません。

但し、通常の事業の実施地域を越えて行う、指定(介護予防)訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- (1)事業実施地域外から片道おおむね10キロメートル未満 300円
- (2)事業実施地域外から片道おおむね10～15キロメートル未満 500円
- (3)事業実施地域外から片道15キロメートル以上 800円
- (4)タクシーを利用した場合は実費負担

利用者により交通費が発生する場合は、下記金額欄に表示いたします。

1訪問あたりの交通費は _____ 円

7 利用料金、その他の費用の支払い方法

料金の支払い時期	毎月25日まで(前月分の月額料金)
支払方法	1.口座自動振替(25日引落とし、銀行休日の時は前日に引落とし) 利用者もしくは家族名義のゆうちょ銀行もしくは滋賀銀行の口座より引落とし 2.当事業所窓口へ直接支払い(営業時間内) 3.利用者宅へ訪問の際、直接支払い 4.指定口座への振り込み 振込先 : 滋賀銀行 志賀町支店 口座番号 : 普通預金 253669 口座名義人: 医療法人湖青会 (イリョウハウジン コセイカイ)
※利用料金については、利用月の翌月 15 日頃に請求書を郵送又は直接お渡しいたします。	

8 苦情の受付

相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相 談 ・ 苦 情 窓 口	訪問看護ステーション志賀 電話 (077)594-0131 FAX (077)594-8110 担当者 荒井 ルミ
---------------	--

行政機関には、下記の苦情・相談窓口があります。

大 津 市 介 護 保 険 課	滋賀県大津市御陵町3番1号 電話 (077)528-2753 受付時間 8:40~17:25
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 (077)510-6605 受付時間 9:00~17:00
滋 賀 県 運 営 適 正 化 委 員 会 (あんしん・なっとく委員会)	滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話 (077)567-4107 受付時間 9:00~17:00

9 緊急時の対応

サービス提供中に病状での変化などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、居宅介護支援事業所、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。

10 事故発生時の対応

- ①サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要時には関係各機関にも連絡を取り必要な措置を講じます。

- ②事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等を記録します。
- ③利用者に対して、サービス提供中の事故により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

11 非常災害等の発生の際の連携・協力体制について

事業所は、非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、近隣の他の事業所等と連携し、お互い協力することができる体制を構築するよう努めます。

12 利用者の人権擁護、虐待防止等のための取組み

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

13 介護保険サービスからの暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者・従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはなりません。また、事業所の運営について、暴力団員の支配を受けません。

14 秘密の保持

- ①事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、医療法人湖青会 就業規則に基づき懲戒処分等に処する。
- ②事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文章により確認いたします。

15. ハラスメント防止対策

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

令和 6 年 6 月 1 日 介護報酬改定に伴う同意書

医療法人湖青会 訪問看護ステーション志賀の重要事項説明書により、(介護予防)訪問看護サービスの内容について説明を受けました。

令和 年 月 日

① 利用予定者(以下の1または2のいずれかを○で囲んでください。)

1. 代理人または成年後見人を選任しません。
2. 代理人または成年後見人を選任し、この重要事項説明を受ける権限を委任します。(下記②を選任)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

② 利用者代理人・成年後見人(選任されている場合はいずれかを○で囲んでください)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

医療法人湖青会 訪問看護ステーション志賀が提供する(介護予防)訪問看護サービスについて説明しました。

【事業者】 住 所 滋賀県大津市和邇中浜345番地の 1

名 称 医療法人湖青会

訪問看護ステーション志賀

説明者氏名 荒 井 ル ミ 印